

琵琶湖流域別下水道整備総合計画の改定について

1 趣旨等

琵琶湖流域別下水道整備総合計画（以下、「流総計画」という。）は、水質環境基準の類型指定がなされている水域（※）について、下水道法第2条の2に基づいて作成する滋賀県の下水道整備に関する基本計画である。

現計画の策定年度は平成21年度で、以下の点から改定する必要がある。

- ✓ 人口や排水量等の動態を反映し、適切な水量や処理方式とする。
- ✓ 平成27年1月に国土交通省より計画の策定にかかる指針が改訂され、計画処理水質等に加えエネルギーの利用や中期的な整備方針等を新たに検討する必要がある。

（※）類型指定対象水域：琵琶湖、琵琶湖流入河川、瀬田川、瀬田川流入河川

2 改定の概要

以下の内容について改定・設定する。

- ✓ 改定：下水道の整備に関する基本方針（計画処理人口、計画処理水量等）、処理施設（計画処理水質等）
- ✓ 新たに設定：中期的な整備方針、エネルギーポテンシャル量

3 流総計画の計画期間

流総計画の計画期間は、平成31年度から平成57年度までの27年間とする。

4 これまでの経過と今後の予定

平成29年11月	滋賀県下水道審議会で審議
平成30年3月	滋賀県下水道審議会基本計画部会で審議
6月	滋賀県下水道審議会基本計画部会で審議
9月	滋賀県下水道審議会基本計画部会で審議
9月	滋賀県琵琶湖流域下水道協議会で市町と調整
(以下、予定)	
平成30年11月	滋賀県下水道審議会から答申
12月	県民政策コメントの実施
平成31年3月	流総計画の策定、公表

5 滋賀県下水道審議会での主な意見

- 超高度処理は時期尚早で、既存施設を活用した汚濁負荷削減対策を検討する必要がある。

→処理施設の統合や下水道接続率の向上に取り組む。

- 浄化槽や工場・事業場を下水道へ接続することは汚濁負荷削減効果が非常に大きいため、住民や事業者に対し接続を一層促進する施策を講じる必要がある。

→市町と協力し、生活系や産業系における接続率向上に向けたより効果的な対策を実施する。

- 環境基準の達成には、関係部局が連携して面源負荷の削減に取り組む必要がある。

→施策の評価を行ないつつ、関係部局が連携して実施する。

6 琵琶湖流域下水道協議会での市町からの主な意見

- 超高度処理については、費用対効果が乏しいことから、保留ではなく中止とするべき。

→ご意見を踏まえ、今後、審議会等で議論を行っていく。